

2月4日から3月17日まで ～所得税と町県民税の申告相談が始まります～

平成19年分所得税の確定申告及び平成20年度分町県民税の申告相談が、次の日程で始まります。
今回の申告は、平成20年1月1日現在美郷町に住所がある方で、平成19年1月1日から12月31日までの所得が対象となります。

- 期 間 ●平成20年2月4日(月)～3月17日(月)
時 間 ●午前9時～正午 / 午後1時～午後4時
会 場 ● [千畑地区] 美郷町役場千畑庁舎 231会議室(3階)
 [六郷地区] 美郷町六郷公民館 学習室(1階)
 [仙南地区] 美郷町仙南保健センター 会議室
日 程 ●左のページの日程表を参照

所 得 税

◎確定申告が必要な方

- ◆農業や営業などの事業を営んでいる方
- ◆地代や家賃収入などの不動産収入がある方
- ◆2カ所以上から給与を受けており、年末調整をしていない方
- ◆年末調整をされた方で、給与以外の所得が20万円を超える方

◎還付申告ができる方(所得税を源泉徴収されている方が対象です)

- ※預金口座番号、源泉徴収票が必要です
- ◆平成19年中にマイホームをローンで取得した方
・金融機関の年末残高証明・契約書等が必要です。
(「住宅ローン減税」の説明会が開催されます。詳しくは25ページをご覧ください。)
- ◆多額の医療費を支払った方
・平成19年1月1日から12月31日まで支払った医療費の支払済領収書(医療機関・受診者・月別などに分けて計算してきてください)及び高額療養費や生命保険などから補填された金額または証明書等が必要です。
- ◆災害や盗難にあった方
- ◆給与所得者の特定支出控除の特例適用を受ける方
なお、所得税の還付申告は、大曲税務署でも随時受け付けています。詳しくは大曲税務署にお問い合わせください。(☎0187-62-2191)

町 県 民 税

給与所得のみで勤務先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている方や、所得税の確定申告をした方以外の方が対象となります。申告が必要と思われる方には申告書を送付しますので、送付された書類を確認し申告してください。

(所得税の確定申告をした方は町県民税の申告もしたとみなされます)

*** 申告に必要なもの ***
(印かんは必ずお持ちください)

- ◆給与所得・年金所得がある方
・支払先からの源泉徴収票
・控除を受けるための証明書または領収書
- ◆事業所得がある方(営業・農業)
・収支計算内訳書または帳簿など
・償却資産を購入した場合はその領収書等
・農産物の出荷証明書等
・必要経費として計上する支払証明書等
- ◆各種控除を受けるために必要な控除証明書等

*** 申告は指定された日時に ***

- ★申告相談は日程表にしたがって行います。会場に番号札を用意しておりますが、相談に対応する職員数はその日によって異なる場合がありますので、午前・午後の受付人数は当日会場にて確認してください。
- ★指定された会場以外でも申告相談を受け付けます。日程に都合のつかない方はご都合のつく会場で申告をしてください。
- ★税務署から申告書を送られる方には町・県民税の申告書は送付しませんので、指定日または都合のよいときにお越しください。また、税務署で申告をしてください。

申告書が送付されなくても医療費控除など各種控除を受ける場合は申告できますので、必要な書類を持参して会場へお越しください。



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2106)

日 程 表

月 日	曜日	指定行政区		
		千畑地区	六郷地区	仙南地区
2月 4日	月	一丈木・下畑屋		
5日	火	上畑屋(午前:東部・西部/午後:南部・中央部)		
6日	水	千屋北部・千屋南部	《他会場へお越してください》	後三年・新田
7日	木	千屋中部・中野	〃	元村・四ツ谷・下夕堰
8日	金	小荒川・湯竹	〃	本田・菅谷地・熊堂・ニツ柳
12日	火	土崎南部・大坂	〃	八卦・石町・笹巻・上笹巻・下笹巻
13日	水	大柳・大畑・善元寺	〃	金西谷地中・万願寺・釜蓋
14日	木	土崎北部	〃	大久保・今泉
15日	金	本堂東部	〃	百目木・上千間谷地・下千間谷地・小町田
18日	月	本堂中部・本堂西部	〃	町田・糠淵・上萩沢・下萩沢
19日	火	黒沢	〃	山本1・山本2・川原・藤原
20日	水	元本堂南部	〃	谷地川・中島・北飯詰・橋本
21日	木	《他会場へお越してください》	午前 押切・細田・雀柳 午後 北雀柳・筑後屋敷・四天地	鶴水・下鶴田・披
22日	金	〃	午前 紀の国・中村 午後 一ツ屋・妻の神・七滝	上中野町・下中野町・佐野
24日	日	《他会場へお越してください》	六郷地区で平日に来られない方	仙南地区で平日に来られない方
26日	火	元本堂北部	午前 関田・四ツ屋 午後 田の尻・明田地	《他会場へお越してください》
27日	水	塚(塚南・塚中)	野中・荒川	〃
28日	木	塚(北)・羽貫谷地・善知鳥	大町・荒町	〃
29日	金	外川原	上町・古町・東高方町	〃
3月 2日	日	全地区で平日に来られない方	千畑会場へお越してください	千畑会場へお越してください
3日	月	安城寺上・安城寺下	《他会場へお越してください》	上天神堂・耳取・松ノ木・扇田
4日	火	《他会場へお越してください》	上新町・下新町	上深井東・上深井西・都野
5日	水	〃	西高方町・琴平	南町・駅前上甲・駅前上乙
6日	木	〃	本館・大荒田・浮池・遠槻	駅前中・駅前下・川原保・金沢谷地中
7日	金	〃	熊野住宅・赤城・馬町	中関・上前郷・中前郷・下前郷
10日	月	第一暁・第二暁	《他会場へお越してください》	石神・森先
11日	火	《他会場へお越してください》	米町・中鍮田・下鍮田	上野際・下野際・新道
12日	水	〃	旭町・小安門住宅	上野荒町・下野荒町
13日	木	〃	本道町・宝門町・作山	米ノ口・茨島・明田地・長岡森
14日	金	〃	上鍮田	籠林・寺田
17日	月	申告書整理日	《他会場へお越してください》	申告書整理日

※千畑地区の()内は納税組合になります。納税組合に加入していない方は指定行政区の指定日にお越してください。
 ※平成19年度に統合した行政区については、旧行政区で割り当てしていますのでご注意ください。

【その他】

- 休日相談日を設けていますので、平日にご都合のつかない方はお越してください。
 2月24日(日) 六郷会場(六郷公民館)、仙南会場(仙南保健センター)
 3月2日(日) 千畑会場(役場千畑庁舎)
- 2月25日(月)は通常業務日とするため申告相談は行いません
- 3月17日(月)は申告書整理日となります
 税務署へ申告書を送付するための整理日となりますが、申告相談は千畑会場と仙南会場で受け付けます。
 六郷地区の方は、恐れ入りますがどちらかの会場にお越してください。
- 国の「三位一体改革」の一環として行われている国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲に伴い、所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方や、平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方は、申告をすることにより住民税額を軽減する特例措置が適用されます。詳しくは14ページをご覧ください。